



議案第六十四号

大谷地区ほ場整備事業（集落農業構造改善事業）計画についての議決の
一部変更について

次のとおり大谷地区ほ場整備事業計画についての議決（昭和六十年三月二十三日議決）の
一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一
項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年五月十八日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年五月拾八日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三 工事の概要中「ほ場整備四・五ヘクタール」を「ほ場整備五・三ヘクタール」に改める。